

議事の運営について

本ワーキンググループの議事の運営については、以下のとおりとする。

1. ワーキンググループの公開について

本ワーキンググループは、セキュリティ対策情報等を扱うことから、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則、非公開とする。なお、議事内容については、会議終了後に事務局にて速やかに議事要旨を作成し、公開する。

2. 配付資料の取扱いについて

資料に関しては原則として公開とするが、企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するとおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。

3. その他

本ワーキンググループの議事の運営に関する判断は、座長に一任するものとする。